

会議資料2-2

令和3年度 福井支部事業計画

(基盤的保険者機能関係)

※資料に掲載の「KPI」について
KPI（重要業績評価指標）は目標達成度の具体的な計測指標

サービス水準の向上

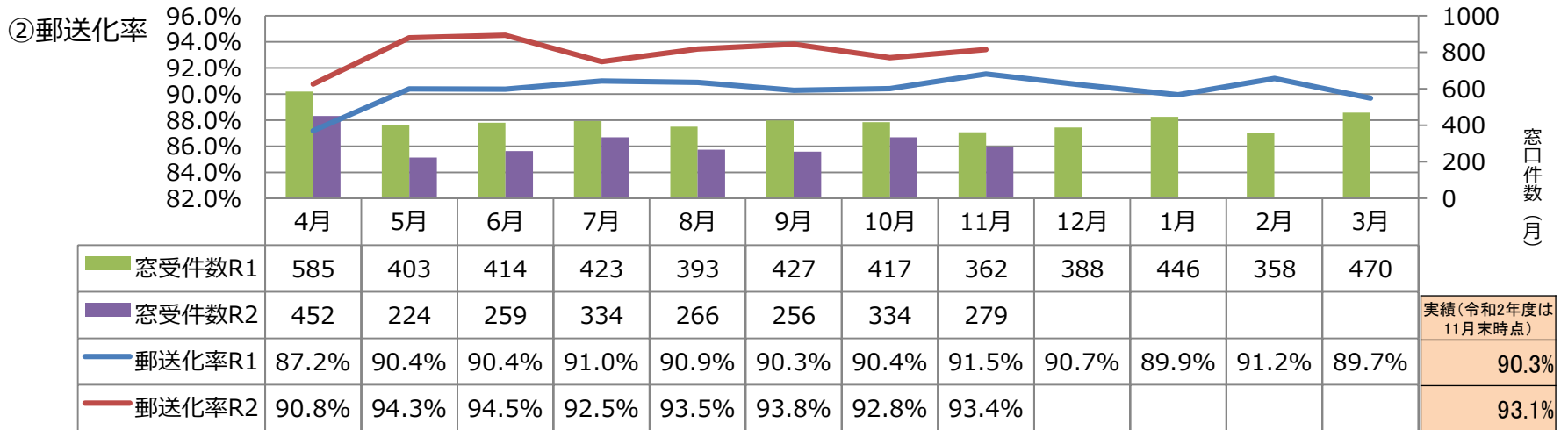
【K P I】①サービススタンダードの達成状況 100%

②現金給付等の申請にかかる郵送化率 95.0%（令和2年度92.0%）

【令和2年度実績】① 100% ② 93.1%（11月末現在）

実施状況

①サービススタンダードは100%継続中



令和3年度事業

①現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間)を遵守するため、引き続き徹底した進捗管理を行う。

②加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電話相談等の際には、引き続き郵送での手続きを積極的に案内する。

柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【K P I】柔道整復施術療養費の申請に占める3部位以上かつ月15日以上の施術の申請の割合
対前年度以下（令和2年度0.52%以下）

【令和2年度実績】 0.59%（11月請求分まで）

実施状況

	①	②	③	④
	請求件数 (2年度は11月請求分まで)	3部位 + 15日以上(KPI) (2年度は11月請求分まで)		患者照会 (令和2年度は11月請求分まで)
		件数	請求割合 ②/①	件数
元年度	89,345	462	0.52%	1,784
2年度	53,447	316	0.59%	1,268

令和3年度事業

引き続き、多部位（施術箇所が3部位以上）や頻回（施術日数が月15日以上）の申請に対し照会を行うとともに、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

被扶養者資格の再確認の徹底

【K P I】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書提出率93.0%（令和2年度92.0%）
【令和2年度実績】 68.1%（11月末現在） 【令和元年度実績】92.9%

実施方法（令和2年度）

- 実施期間 リスト送付期間 10月3日（土）から10月31日（土）
リスト提出期限 11月30日（月）
- 再確認対象者 3月31日までに扶養認定されている者で9月11日時点において現存している被扶養者。
（ただし、4月1日時点で18歳未満の者および任意継続被保険者の被扶養者を除く）
- 未提出事業所勧奨 1月4日時点の未提出事業所へ2月1日（月）、2月8日（月）の2回に分けて文書送付。電話勧奨。

令和3年度事業

令和3年度においても、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。また、未送達事業所については、所在地調査を行い送達を徹底する。

保険証の回収強化

【K P I】資格喪失後1ヵ月以内の保険証回収率
対前年度以上（令和2年度 96.3%以上）
【令和2年度実績】 97.6%（11月末現在）

実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度実績	95.79%	95.78%	95.59%	95.81%	95.95%	96.05%	96.10%	96.26%	95.96%	96.02%	集計不可	集計不可
令和2年度実績	98.12%	97.84%	97.81%	97.57%	97.51%	97.52%	97.60%	97.55%				
目標(見込) との差	+1.82%	+1.54%	+1.51%	+1.27%	+1.21%	+1.22%	+1.30%	+1.25%				

- 保険証未回収者に対する返納催告は、日本年金機構が行う資格喪失処理後2週間以内実施し、二次催告は、一次催告後2週間以内実施。また被保険者証回収不能届に記載された連絡先に基づき、速やかに電話による返納催告を実施。
- 本部提供の保険証未添付事業所データを活用し、保険証添付依頼文書を8月に送付。9月から事業所訪問を実施。
- 健康保険委員が在籍する事業所2,565事業所に「保険証適正使用、早期返却」にかかるポスターを8月に送付。

令和3年度事業

- 令和2年度の事業を継続し、日本年金機構が行う資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対する一次催告、その後2週間以内に二次催告を実施するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を実施する。
- 本部からの未添付事業所データ及び支部独自データに基づき、保険証未添付率の高い事業所及び返納金が発生している事業所を中心に保険証の迅速・確実な回収の協力依頼を実施する。

返納金債権（資格喪失後受診）の回収強化

【K P I】返納金債権（資格喪失後受診）の回収率
対前年度以上（令和2年度 61.0%以上）

【令和2年度実績】 48.5%（11月末現在）

実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度実績	12.11%	16.46%	17.46%	20.84%	22.03%	32.57%	24.44%	26.03%	33.49%	60.05%	43.70%	61.03%
令和2年度実績	25.46%	25.04%	26.75%	30.48%	26.41%	44.58%	44.35%	48.48%				
目標（見込）との差	-35.54%	-35.96%	-34.25%	-30.52%	-34.59%	-16.42%	-16.65%	-12.52%				

- 返納金未納者には、1次催告、弁護士名催告、内容証明による最終催告、法的手続き等を実施。
- 保険者間調整可能な債務者あて、保険者間調整利用勧奨の文書送付。また訪問による利用勧奨も実施。
- 勤務先が判明した債務者へは、勤務先への催告を実施。
- 分割納付中断者への速やかな納付催告を実施。
- 住所不明者について、定期的な住民票照会等の実施。

令和3年度事業

○令和2年度事業を継続し、文書による1次催告、弁護士名催告、最終催告、及び電話催告、訪問催告による債権の早期回収に取り組むとともに、確実な債権回収が見込める保険者間調整の積極的な活用、費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。